

# ティー・ロウ・プライス・ケイマン・インベストメント・トラスト・シリーズI – TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド

T. Rowe Price Cayman Investment Trust Series I – TRP Dynamic Multi Return Fund

ケイマン籍／オープンエンド契約型／公募外国投資信託  
(米ドル年2回分配クラス／日本円年2回分配クラス)

## 運用報告書 (全体版)

作成対象期間 第3期  
(2018年12月1日～2019年7月31日(償還日))

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ティー・ロウ・プライス・ケイマン・インベストメント・トラスト・シリーズI(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドであるTRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、2019年7月31日に早期償還致しましたので、ここに、運用状況をご報告申し上げます。ファンドの投資目的は、「ルクセンブルグ籍の「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV – ダイナミック・グローバル・ボンド・ファンド」(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて、新興市場を含む世界中のあらゆる種類の債券等およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とし、安定した収益を生むことです。

当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

これまでファンドをご愛顧頂き、まことにありがとうございました。

管理会社

ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)  
マネジメント・エス・エイ・アール・エル

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券  
株式会社

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託
信託期間	ファンドは、2019年7月31日付で早期償還しました。
繰上償還	<p>トラストまたはファンドは、以下の事由のうちいづれかが最初に発生した時点で終了することがあります。</p> <p>(a) ファンドの資産価額が5,000万ドルを下回った場合で、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「投資顧問会社」といいます。)および管理会社と協議の上、BNYメロン・ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)の裁量によるとき。</p> <p>(b) トラストもしくはファンドの継続もしくは他の法域への移転が違法となるか、またはそれが実行不可能、非経済的、不得策もしくは受益者の利益に反するものであると受託会社もしくは管理会社が判断する場合。</p> <p>(c) 任意の買戻しによる強制買戻しによるかにかかわらず、すべての発行済受益証券が買い戻された場合。</p> <p>(d) 受益者がファンド決議または受益者決議によりファンドの償還を決定した場合。</p> <p>(e) ファンドが2017年1月17日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した場合。</p> <p>(f) 受託会社が信託証書に基づき退任する意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制清算もしくは任意清算を開始した場合で、受託会社、管理会社および受益者のいずれも、当該通知または清算開始後60日(または、受託会社の退任の場合には、信託証書に従って受託会社が提供する、より長い通知期間)以内に、受託会社の後任として受託者の職務を引き受ける用意のある他の法人を任命し、またはかかる任命を手配することができない場合。</p> <p>(g) 投資顧問契約が終了した場合、および受託会社、管理会社および受益者のいずれも、投資顧問契約の終了にあたり、投資顧問会社の後任として投資顧問会社の職務を引き受ける用意のある他の法人を任命し、またはかかる任命を手配することができない場合。</p> <p>ファンドが償還される場合、受託会社または管理会社は、かかる償還について直ちにファンドの受益者全員に通知を行うものとします。</p>
運用方針	<p>ファンドは、新興市場を含む世界中のあらゆる種類の債券等およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とし、安定した収益を生むことを目指します。</p> <p>ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドにより運用され、ファンドと実質的に同じ戦略、ガイドラインおよび投資制限を有する投資先ファンドを通じて、その目的の達成を目指します。</p>
主要投資対象・ファンドの運用方法	ファンドは、投資先ファンドを通じて、グローバル債券その他の債務証券へのフレキシブルな配分を行い、原則として、その純資産(投資目的での借入金を含む。)の少なくとも3分の2以上を、新興市場を含む世界中の発行体が発行するあらゆる種類の債券に投資します。ファンドは、投資先ファンドを通じて、様々な債務証券(政府ならびにそれらの政府機関により発行された債券、企業により発行された社債およびモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券ならびに銀行その他の貸付人からの企業の借入金であるバンク・ローンを含む。)に投資する可能性があります。
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではありません。</li> <li>● ファンドは、信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的な方法に反することとなる取引を行わないものとします。</li> <li>● ファンドは、デリバティブ取引等の残高に係る危険に対応する額として、あらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会は定める規則に従い定めた合理的な方法により算出した額が、ファンドの純資産総額を超えることとなる場合は、デリバティブ取引等を行わないものとします。</li> </ul>
分配方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分配可能な資金が十分にあることを条件に、ファンドは収益の分配を宣言します。</li> <li>● ファンドは、分配を行わないことがあります。</li> </ul>

## I. 前期までの運用の経過等

### 第1期(2017年3月7日～2017年11月30日)

#### ■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・国別配分/デュレーションのポジショニングは、米国のデュレーション戦略に牽引され、プラス寄与しました。イタリアおよびキプロスなどのユーロ周縁国のロング・ポジションも、セルビア、イスラエル、ルーマニアの現地通貨建国債へのアロケーション同様、利益をあげました。一方で、香港のデュレーションのショートポジションは、現地通貨建トルコ国債のエクスポージャー同様にマイナス寄与となりました。
- ・通貨配分効果は、概ねニュートラルでした。ユーロのロング・ポジションおよびブラジル・レアルのショート・ポジションで得た利益は、韓国ウォンおよびロシア・ルーブルのショート・ポジションの損失によって相殺されました。
- ・セクター配分と銘柄選択は、欧州ハイ・イールド債が、パフォーマンスを押し下げました。クレジット・ヘッジの費用もパフォーマンスの重しとなりました。一方、米ドル建ておよび英ポンド建てのハイ・イールド債のエクスポージャーはリターンを押し上げました。
- ・日本円クラスと米ドル・クラス間のリターンの差は、当期中の為替ヘッジにより生じました。

#### ■投資環境について

米連邦準備制度理事会の金利正常化の見通しが短期国債利回りを押し上げたことを受けて、米国債のイールド・カーブは、フラット化しました。一方、限定的なインフレ圧力は、長期国債に恩恵を与え、その結果、長期国債の利回りは低下しました。先進国市場では、中央銀行がやや引き締め的な政策に向かう動きが見られました。カナダの中央銀行は金利を2度引き上げ、イングランド銀行は10年ぶりに利上げを行いました。また、欧州中央銀行(ECB)は1月から月次債券購入の規模を半減させる計画を発表しました。スウェーデンの中央銀行も、量的緩和プログラムの正式解除を12月に発表した後、金融政策の正常化に向けて慎重に歩を進めました。

新興国市場のソブリン債および社債は、低金利環境下で高利回り資産を求める動きから恩恵を受けて、堅調に推移しました。このほかにも、世界経済の力強い成長、低いインフレ圧力、企業収益の継続的な改善を受けて、当期中、クレジット・スプレッドは当期を通じて縮小し、社債市場はプラス・リターンとなりました。

外国為替市場では、当期を通じて、米ドルが他のほとんどの通貨に対して下落し、数年に及んだ米ドル高に終止符が打たれました。ユーロは、ユーロ圏の成長見通しが明るさを増した一方で米国の緩和的財政政策に対する楽観論が後退したことを受け、対米ドルで約13%上昇しました。英ポンドは米ドルに対して10%以上上昇し、ブレグジット以来生じた損失の一部を回復しました。新興国市場では、ヨーロッパ全土で経済が力強く成長する中、チェコ・コルナとポーランド・ズロチが目覚ましいパフォーマンスをあげ、それぞれ15%以上上昇しました。しかしながら、地政学的な緊張が高まる中、トルコ・リラは下落しました。

#### ■ポートフォリオについて

2017年3月7日から2017年11月30日までの当期において、ポートフォリオはマイナス・リターンを計上しました。

国別配分/デュレーション戦略は、米国のデュレーションのポジショニングが、プラス寄与しました。3月から9月にかけて保有したロング・ポジションは、9月に実施したイールド・カーブのフラット化ポジション同様、パフォーマンスに貢献しました。このフラット化ポジションは、税制改革法案や米連邦準備制度理事会の利下げによって下落圧力にさらされた短期国債から恩恵を受けました。

一方、米国債長期国債利回りはインフレ抑制が続く中で低下しました。これ以外では、ユーロ周縁国への配分も、特にイタリアとキプロスのロング・ポジションを中心にリターンを押し上げました。ルーマニア、イスラエルおよびセルビアの現地通貨建国債への配分も、新興国市場における利回り追求の動きから恩恵を受けたため、パフォーマンスに貢献しました。しかしながら、この利益の一部は、インフレ

圧力が高まっているにもかかわらず、中央銀行が追加緩和策を発表したハンガリーのショート・ポジションの損失によって相殺されました。また、地政学的リスクの高まりやインフレ率の上昇により債券に下落圧力がかかった、現地通貨建トルコ国債のエクスポート・ジャーナルもパフォーマンスの重しとなりました。

通貨配分の効果は、概ねニュートラルでした。ユーロのロング・ポジションは、2017年3月から7月にかけてプラス寄与しました。この間、為替は、政治リスクの後退、EU経済圏の継続的な景気改善および欧州中央銀行(ECB)のタカ派的スタンスへの転換から恩恵を受けました。2017年期初から7月にかけて保有したスウェーデン・クローナのロング・ポジションは、ブラジル・レアルのショート・ポジション同様にリターンに貢献しました。この利益は、北朝鮮の地政学的な緊張の高まりに対するプロテクションとして4月から保有した韓国ウォンのショート・ポジションによる損失によって相殺されました。また、台湾ドルおよびロシア・ルーブルのショート・ポジションなどその他のディフェンシブなポジションもパフォーマンスの重しとなりました。

セクター配分は、パフォーマンスに著しい悪影響を与えました。これは主に、欧州ハイ・イールド債における損失およびリスク・オフ環境下でポートフォリオ保護を目的として構築したもの、市場が引き続き極めて好調に推移したためリターンの足枷となったディフェンシブなヘッジ・ポジションによりもたらされました。一方、米ドル建ハイ・イールド債および英ポンド建ハイ・イールド債のエクスポート・ジャーナルは、パフォーマンスを押し上げました。

## 第2期(2017年12月1日～2018年11月30日)

### ■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・国別デュレーションのポジショニング戦略は、米国および香港のショート・デュレーションに牽引され、プラス寄与しました。ブラジル、韓国およびチリの現地通貨建国債のアロケーションもプラス要因となった一方、米国インフレ連動債ならびにドイツおよびフランスのショート・デュレーションはマイナス寄与となりました。
- ・積極的な為替運用は、アルゼンチン・ペソやブラジル・レアルなどの、特定の新興国通貨のロング・ポジションの損失を受けて、パフォーマンスの重しとなりました。ユーロのロング・ポジションもマイナス寄与となりました。しかし、カナダ・ドル、台湾ドルおよび英ポンドのショート・ポジションはプラス寄与となりました。
- ・セクター配分と銘柄選択は、クレジット・ヘッジの費用がパフォーマンスの重しとなり、マイナス寄与となりました。
- ・日本円クラスと米ドル・クラスのリターンの差は、当期中の為替ヘッジにより生じました。

### ■投資環境について

米連邦準備制度理事会が4回にわたり利上げを行ったことを受けて、米国債のイールド・カーブはフラット化し、短期金利は上昇しました。先進国市場では、中央銀行の通貨政策が正常化に向かいました。これにはカナダも含まれ、2018年10月にカナダ銀行は2018年で3度目となる利上げを実施しました。また、2018年8月にはイングランド銀行が利上げを実施したほか、欧州中央銀行は資産買入れ額をさらに削減し、年末までに月次債券買入れを終了する計画を表明しました。

新興国市場では、米国の金利上昇、米ドル高、世界的な貿易問題に対する懸念などがリスク指向の重荷となり、現地債券と外債が圧迫されました。同様に、クレジット市場でも、グローバル経済の減速や貿易問題が投資家心理の重しとなったことから、スプレッドは概ね拡大しました。

外国為替市場では、米国経済が好調に推移し、米連邦準備制度理事会が利上げを実施したことを受け、当期中、米ドルは大半の先進国通貨に対して上昇しました。英ポンドは、英国のEU離脱問題を巡る懸念を受けて下落圧力に晒されました。ユーロも、ユーロ圏の成長モメンタムの鈍化およびイタリアの政治情勢に対する懸念の高まりを背景に下落しました。新興国通貨に対しても、状況は米ドルにとって良好で、全般的に米ドル高が進みました。アルゼンチン・ペソは、政策の方向性および高いインフレ率に対する抑制能力を巡る懸念を背景に多大な下落圧力を受けたため、注視されました。アルゼンチン・ペソは、利上げと国際通貨基金との交渉開始にもかかわらず、米ドルに対して50%以上下落しました。

## ■ポートフォリオについて

2018年11月30日までの12カ月間、ポートフォリオはマイナス・リターンを計上しました。

国別/デュレーション運用は、米国のショート・デュレーションに牽引されてプラス寄与しました。このポジションは、金融引締め策、堅調な経済成長および米国債発行額の増加による米国債利回りの上昇が組み合わさったことから恩恵を受けました。香港のショート・デュレーションはパフォーマンスにプラスの影響を与えたほか、ブラジルの現地通貨建て国債のエクスポージャーもプラスに寄与しました。ブラジル国債は、大統領選でジャイル・ボルソナロが勝利したことを受けて、期末にかけて政治的な懸念が緩和されたことから恩恵を受けました。現地通貨建てセルビア国債は、中央銀行が当期中に2度利上げを実施したことから恩恵をうけ、同国債のロング・ポジションはパフォーマンスを押し上げました。しかし、ドイツのショート・デュレーションは、貿易に対する懸念の高まりを受けて、ドイツなど高格付けの国債への逃避が起き、当期中、国債利回りが低下したことを背景に、足枷となりました。また、米国インフレ連動債のアロケーションもパフォーマンスの重しとなり、同様にポーランドのショート・ポジションも、予想外に低下したインフレ率を背景に、債券価格が上昇したため、マイナス要因となりました。

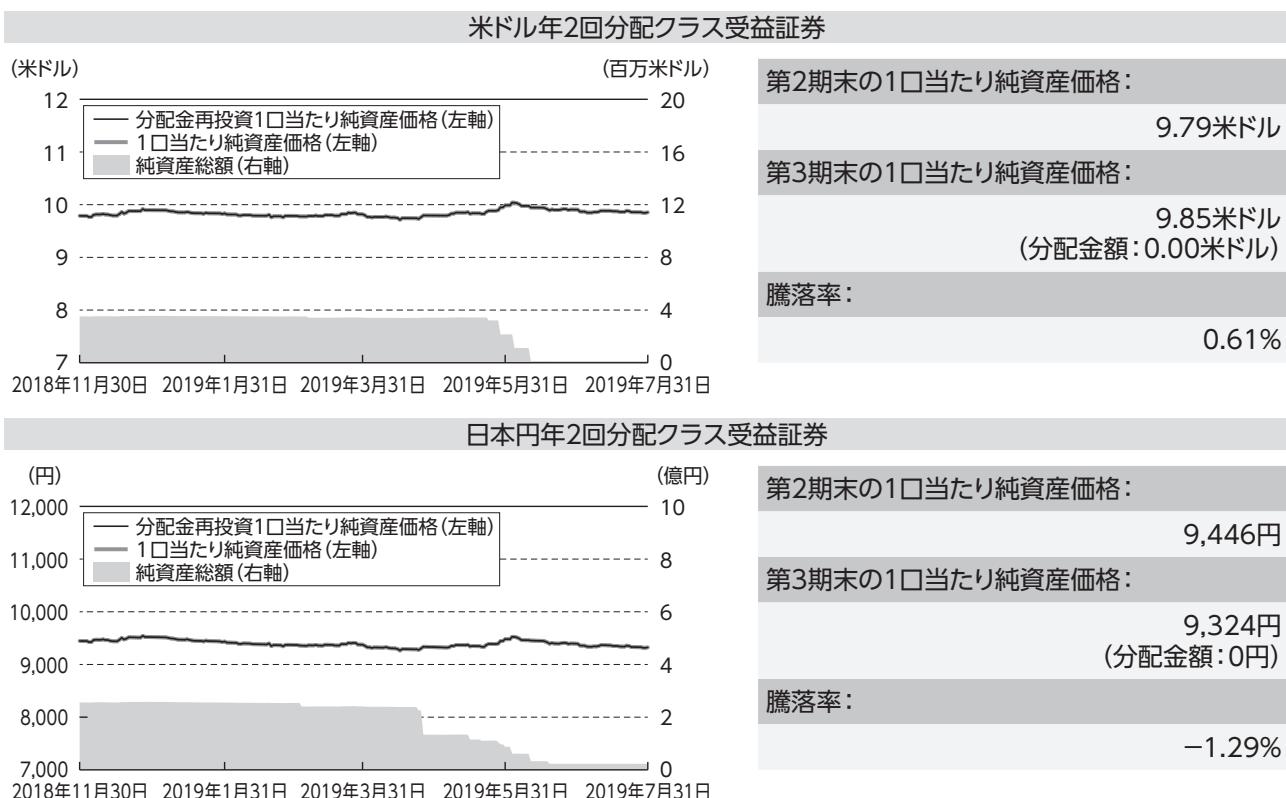
積極的な為替運用は、アルゼンチン・ペソやブラジル・レアルなど特定の新興国通貨のロング・ポジションによる損失により、マイナス寄与となりました。ユーロ圏の成長モメンタムの鈍化および周辺地域の政治的懸念がユーロに対するセンチメントの重しとなり、ユーロのロング・ポジションもマイナス要因となりました。しかし、カナダ・ドルのポジショニングは、貿易摩擦と米連邦準備制度理事会の引き締めサイクルを背景に、台湾ドルおよび英ポンドのショート・ポジション同様プラス寄与し、当期中、米ドルはほとんどの先進国と新興国の通貨に対し上昇しました。また、2月初旬まで保有していたマレーシア・リンギットのロング・ポジションは、マレーシア中央銀行が3年ぶりに金利を引き上げたことで、当時、為替が上昇したこともあり、小幅なプラス寄与となりました。

セクター・アロケーションおよび銘柄選択は、クレジット・ヘッジの費用がパフォーマンスの重しとなつたことから、マイナス寄与となりました。米国株式のアウト・オブ・ザ・マネーのプット・オプションもマイナス寄与した一方、欧州のハイ・イールド債のアロケーションがポートフォリオを下支えしました。

## II. 当期の運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



(注1) 謄落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして算出したもので、運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第2期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) 購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

#### ■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・国別デュレーションのポジショニング戦略は、米国のロング・デュレーションによる収益に牽引され、プラス寄与しました。チリ、ブラジルおよびタイの現地通貨建国債のアロケーションもプラス要因となった一方、フランスおよびイタリアのショート・デュレーションはマイナス寄与となりました。
- ・積極的な為替運用は、エジプト・ポンドのロング・ポジションならびに韓国ウォン建てのアウトライト・オプションおよびスルー・オプションのショート・ポジションの収益によりパフォーマンスを押し上げました。しかしながら、ユーロのロング・ポジションは、スウェーデン・クローナおよびオーストラリア・ドルのロング・ポジション同様にマイナス寄与となりました。
- ・セクター配分と銘柄選択は、クレジット・ヘッジの費用がパフォーマンスの重しとなり、マイナス寄与となりました。
- ・日本円クラスと米ドル・クラスのリターンの差は、当期中の為替ヘッジにより生じました。

## ■分配金について

### 米ドル年2回分配クラス受益証券

当期中の分配金は0.00米ドルでした。

### 日本円年2回分配クラス受益証券

当期中の分配金は0円でした。

## ■投資環境およびポートフォリオについて

### 投資環境について

広範囲に及んだ国債価格の上昇は、成長が懸念される中で多くの主要中央銀行がハト派色を強めたため、当期を下支えしました。中でも、欧州中央銀行(ECB)が、経済見通しが改善しなければ措置を講じると表明した一方で、米連邦準備制度理事会(FRB)が6月に経済成長を支えるため必要な行動を取ると述べ、注目を集めました。市場は、この声明を金融引き締め策が終わり、各国・地域の主要中央銀行の次の動きが金融緩和策になることを示すものと受け止めました。これは、中核的国債の価格上昇の追い風となっただけでなく、多くの債券がマイナス利回りに落ち込む中で投資家の利回り追求の動きが再燃したため、当期末に新興市場への資金流入に拍車をかけました。

外国為替市場では、米ドルが当期を通じて先進国通貨に対して概ね上昇しました。ユーロは、経済統計が悪化したため下落した一方で、当期を通じて政治的不透明感が英国ポンドの重しとなりました。日本円は、貿易戦争を巡る懸念を背景に安全通貨への逃避が加速したため、大きな下落トレンドになんとか対抗し対米ドルで上昇しました。米ドルは新興市場通貨に対し、強弱が交錯する動きとなりました。ロシア・ルーブルは、主要な輸出品である石油価格が上昇したことを受け、最も上昇した通貨の一つとなりました。しかしながら、トルコ・リラは、同国の経済および外貨準備高に対する懸念を背景に弱含みました。

### ポートフォリオについて

2018年12月1日から2019年7月31日までの期間において、米ドル・クラスは0.61%、日本円クラスは-1.29%のリターンとなりました。

国別/デュレーション運用は、米連邦準備制度理事会(FRB)による利下げに対する期待感から当期を通じて米国債に対する需要が増加したことを背景に、米国のロング・デュレーションに牽引されてプラス寄与しました。新興市場では、好調なリスク志向が、チリ、ブラジルおよびタイの現地通貨建て債券のロング・ポジションに寄与し、リターンを獲得しました。しかしながら、欧州中央銀行(ECB)が2019年末に追加緩和策を発表するとの期待感からユーロ圏の中核市場と周辺市場全体で債券価格が上昇したことを受け、フランスとイタリアのショート・デュレーションはパフォーマンスの重しとなりました。

積極的な為替運用は、リターンに若干プラス寄与しました。エジプト・ポンドは、対米ドルで上昇した通貨の一つとなったため、エジプト・ポンドのロング・ポジションが奏功しポートフォリオにプラス寄与しました。一方、韓国ウォンは、対米ドルで下落しましたが、韓国ウォンのショート・ポジションを保有していたため、パフォーマンスを押し上げました。メキシコ・ペソのポジショニングもプラス要因となった一方、ユーロのロング・ポジション(アウトライト・オプションとスルー・オプション)およびスウェーデン・クローナおよび豪ドルのロング・ポジションは、リターンの重しとなりました。

セクター・アロケーションおよび銘柄選択は、リスク市場が2018年末の下落から力強く反発したことを受け、パフォーマンスの重しとなりました。その結果、米国株式のプット・オプションおよび米国と欧州の債券市場のショート・ポジションなどディフェンシブなポジショニングの不振が際立ちました。これらの損失の一部は、米国政府機関系モーゲージのアロケーション、米国の投資適格債およびハイ・イールド債の個別銘柄選択で得た収益で相殺されました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

該当事項はありません。

## ■今後の運用方針

該当事項はありません。

### (2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	受益証券の発行・買戻しの業務の対価	ファンドの純資産価額の <b>年率0.0225%</b> (税抜)(毎月後払い)
受託報酬	ファンドの受託業務の対価 ※受託会社は、上記の受託報酬の中から、保管会社に対して、ファンド資産の保管業務の対価として、保管会社報酬を支払います。	ファンドの純資産価額の <b>年率0.03%</b> (税抜)(ただし、最低報酬額として年間35,000米ドルがかかります)(毎月後払い)
管理事務代行会社報酬	管理事務代行業務の対価	ファンドの純資産価額の <b>年率0.02%</b> (税抜)(ただし、最低報酬額として年間30,000米ドルがかかります)(毎月後払い)
投資顧問報酬	ファンド資産の投資顧問業務の対価	ファンドの純資産価額の <b>年率0.4275%</b> (税抜)(毎月後払い)
代行協会員報酬	取扱会社等に対する目論見書などの配布、受益証券1口当たりの純資産価格の公表等の代行協会員業務の対価	ファンドの純資産価額の <b>年率0.03%</b> (税抜)(毎月後払い)
販売報酬	日本における受益証券の販売・買戻業務の対価	ファンドの純資産価額の <b>年率0.45%</b> (税抜)(毎月後払い)
その他費用・手数料(当期)	専門家報酬、募集費用、印刷費用、登録・名義書換事務代行会社費用等	<b>5.39%</b>

(注1)各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの前期末および当期末の平均純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2)各項目の費用は、ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

(注3)当期中、当ファンドの各クラスの総経費率は1.10%までに制限されました。

### III. 直近10期の運用実績

#### (1) 純資産の推移

下記会計年度末および第3会計年度中の各月末日の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル年2回分配クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2017年11月末日)	5,770,561.01	632,223	9.88	1,082
第2会計年度末 (2018年11月末日)	3,518,835.02	385,524	9.79	1,073
第3会計年度末 (2019年7月末日)	123,863.10	13,570	9.85	1,079
2018年12月末日	3,557,367.99	389,745	9.90	1,085
2019年1月末日	3,535,387.21	387,337	9.83	1,077
2月末日	3,518,632.28	385,501	9.79	1,073
3月末日	3,430,681.74	375,865	9.82	1,076
4月末日	3,422,552.81	374,975	9.79	1,073
5月末日	2,155,313.84	236,136	9.99	1,094
6月末日	124,511.12	13,641	9.91	1,086
7月末日	123,863.10	13,570	9.85	1,080

<日本円年2回分配クラス受益証券>

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 (2017年11月末日)	358,350,926	9,761
第2会計年度末 (2018年11月末日)	255,896,021	9,446
第3会計年度末 (2019年7月末日)	23,045,528	9,324
2018年12月末日	257,875,769	9,520
2019年1月末日	255,584,097	9,435
2月末日	253,887,477	9,372
3月末日	240,845,036	9,376
4月末日	133,473,046	9,330
5月末日	87,667,599	9,481
6月末日	23,222,193	9,396
7月末日	23,045,528	9,324

(注1) 米ドルの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1

米ドル=109.56円によります。以下同じです。

(注2) 第1会計年度は、2017年3月7日に始まり2017年11月30日に終了しました。

## (2) 分配の推移

下記会計年度中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

<米ドル年2回分配クラス受益証券>

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2017年3月7日～2017年11月末日)	0.00	0
第2会計年度 (2017年12月1日～2018年11月末日)	0.00	0
第3会計年度 (2018年12月1日～2019年7月末日)	0.00	0

<日本円年2回分配クラス受益証券>

会計年度	1口当たり分配金
	円
第1会計年度 (2017年3月7日～2017年11月末日)	0
第2会計年度 (2017年12月1日～2018年11月末日)	0
第3会計年度 (2018年12月1日～2019年7月末日)	0

### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

#### <米ドル年2回分配クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2017年3月7日～ 2017年11月末日)	794,582.008 (794,582.008)	210,441.767 (210,441.767)	584,140.241 (584,140.241)
第2会計年度 (2017年12月1日～ 2018年11月末日)	0.000 (0.000)	224,638.007 (224,638.007)	359,502.234 (359,502.234)
第3会計年度 (2018年12月1日～ 2019年7月末日)	0.000 (0.000)	346,933.598 (346,933.598)	12,568.636 (12,568.636)

#### <日本円年2回分配クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2017年3月7日～ 2017年11月末日)	67,691.136 (67,691.136)	30,978.315 (30,978.315)	36,712.821 (36,712.821)
第2会計年度 (2017年12月1日～ 2018年11月末日)	3,027.084 (3,027.084)	12,650.809 (12,650.809)	27,089.096 (27,089.096)
第3会計年度 (2018年12月1日～ 2019年7月末日)	0.000 (0.000)	24,617.577 (24,617.577)	2,471.519 (2,471.519)

(注1) ( ) 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

## IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの2018年12月1日から2019年7月31日（償還日）までの期間の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.56円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 英文から翻訳された独立監査人の監査報告書

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンドの受託会社としての  
BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見は、本財務書類は、ティー・ロウ・プライス・ケイマン・インベストメント・トラスト・シリーズI（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるTRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年7月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用結果を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）、
- ・2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書、
- ・2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の純資産変動計算書、
- ・2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）、
- ・2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の財務ハイライト、および
- ・重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記。

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### 強調事項

我々は、2019年7月31日付でファンドを償還するという2019年4月29日の受託会社の決議、ならびにそれによって2019年4月29日付で清算が間近になったと受託会社が決定したことに言及する、財務書類に対する注記1および注記2に注意を喚起する。これに伴い、ファンドは2019年4月29日付でその会計方針を、継続企業ベースから清算ベースに変更した。我々の監査意見は、当該事項により修正されるものではない。

## 他の情報

経営陣は、その他の情報に対して責任を負う。その他の情報は、取締役会の報告書により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、上記の定義によるその他の情報を読み、その過程で、その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

## 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として、財務書類の公表日（または公表可能となる日）から一年以内にファンドが継続企業として存続する能力に関して重要な疑義を提起する条件および事象があるかどうかについて評価し、ファンドにより清算ベースの会計処理を用いられる場合を除き、かかる評価に関する事象を適宜開示する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懷疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。

- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、トラストの受託会社としての受託会社のためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年11月19日



## ***Independent Auditor's Report***

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of TRP Dynamic Multi Return Fund

---

### **Our opinion**

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of TRP Dynamic Multi Return Fund (the Fund), a series trust of T. Rowe Price Cayman Investment Trust Series I (the Trust) as at July 31, 2019, and results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

#### ***What we have audited***

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities (prepared on the liquidation basis of accounting) as at July 31, 2019;
- the statement of operations for the period December 1, 2018 through April 28, 2019;
- the statement of changes in net assets for the period December 1, 2018 through April 28, 2019;
- the statement of changes in net assets (prepared on the liquidation basis of accounting) for the period April 29, 2019 through July 31, 2019;
- the financial highlights for the period December 1, 2018 through April 28, 2019; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### ***Independence***

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

---

### **Emphasis of Matter**

We draw attention to Notes 1 and 2 to the financial statements, which refer to the resolution of the Trustee on April 29, 2019 to terminate the Fund effective July 31, 2019, and that accordingly the Trustee determined that liquidation became imminent on April 29, 2019. As a result, the Fund changed its basis of accounting on April 29, 2019 from the going concern basis to a liquidation basis.. Our opinion is not modified in respect of this matter.



#### **Independent Auditor's Report (continued)**

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of TRP Dynamic Multi Return Fund

---

#### **Other information**

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Board of Managers' Review (but does not include financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Fund.

---

#### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting



#### **Independent Auditor's Report (continued)**

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of TRP Dynamic Multi Return Fund

from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

---

#### **Other Matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee solely in its capacity as the trustee of the Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

*PricewaterhouseCoopers*

November 19, 2019

(1) 貸借対照表

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド  
資産負債計算書（清算ベース会計で作成）  
2019年7月31日現在  
(米ドル表示)

	米ドル	千円
<b>資産</b>		
投資有価証券売却未収金	302,880	33,184
現金	108,338	11,870
投資顧問会社からの債権	881	97
外貨（取得原価9米ドル）	9	1
<b>資産合計</b>	<b>412,108</b>	<b>45,151</b>
<b>負債</b>		
未払金：		
ファンド受益証券買戻し	335,698	36,779
専門家報酬	46,540	5,099
登録・名義書換事務代行会社費用	10,420	1,142
印刷費用	9,165	1,004
受託報酬	3,260	357
管理事務代行会社報酬	2,382	261
投資顧問報酬	2,089	229
為替スポット契約	1,243	136
募集費用	1,167	128
販売会社報酬	130	14
代行協会員報酬	8	1
管理報酬	6	1
<b>負債合計</b>	<b>412,108</b>	<b>45,151</b>
<b>純資産</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド

損益計算書

2018年12月1日から2019年4月28日までの期間

(米ドル表示)

	米ドル	千円
<b>投資収益</b>		
投資先ファンドからの収益分配	66,211	7,254
	<u>66,211</u>	<u>7,254</u>
<b>費用</b>		
専門家報酬	22,481	2,463
印刷費用	17,987	1,971
募集費用	17,257	1,891
受託報酬	14,369	1,574
管理事務代行会社報酬	12,346	1,353
登録・名義書換事務代行会社費用	12,090	1,325
販売会社報酬	10,534	1,154
投資顧問報酬	10,007	1,096
代行協会員報酬	702	77
管理報酬	526	58
税金費用	204	22
費用合計	<u>118,503</u>	<u>12,983</u>
免除された報酬または投資顧問会社による払戻費用	(92,751)	(10,162)
純費用合計	<u>25,752</u>	<u>2,821</u>
<b>投資純利益</b>	<u>40,459</u>	<u>4,433</u>
<b>実現および未実現利益（損失）：</b>		
<b>実現純利益（損失）：</b>		
投資先ファンドの売却	(6,683)	(732)
外貨取引	596	65
先物為替予約	<u>40,810</u>	<u>4,471</u>
<b>実現純利益</b>	<u>34,723</u>	<u>3,804</u>
<b>未実現利益（損失）の純変動：</b>		
投資先ファンドに対する投資	(34,476)	(3,777)
外貨取引	(483)	(53)
先物為替予約	<u>(30,529)</u>	<u>(3,345)</u>
<b>未実現利益（損失）の純変動</b>	<u>(65,488)</u>	<u>(7,175)</u>
<b>実現および未実現純損失</b>	<u>(30,765)</u>	<u>(3,371)</u>
<b>運用活動による純資産の増加</b>	<u>9,694</u>	<u>1,062</u>

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド  
純資産変動計算書  
2018年12月1日から2019年4月28日までの期間  
(米ドル表示)

	米ドル	千円
運用活動による純資産の純増加		
投資純利益	40,459	4,433
実現純利益	34,723	3,804
未実現利益(損失)の純変動	(65,488)	(7,175)
運用活動による純資産の増加	<u>9,694</u>	<u>1,062</u>
受益者への分配(注記2)	—	—
ファンド受益証券取引		
発行	—	—
買戻し	(1,163,774)	(127,503)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(1,163,774)</u>	<u>(127,503)</u>
純資産の純減少	<u>(1,154,080)</u>	<u>(126,441)</u>
純資産		
期首	<u>5,773,128</u>	<u>632,504</u>
期末	<u>4,619,048</u>	<u>506,063</u>
	米ドルクラス	日本円クラス
	口数	口数
ファンド受益証券取引:		
受益証券口数		
発行	—	—
買戻し	(10,060)	(12,784)
受益証券口数の純変動	<u>(10,060)</u>	<u>(12,784)</u>
	米ドル	米ドル
	米ドル	米ドル
金額		
発行	—	—
買戻し	(98,391)	(1,065,383)
ファンド受益証券取引による純減少	<u>(98,391)</u>	<u>(1,065,383)</u>

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド  
純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）  
2019年4月29日から2019年7月31日までの期間  
(米ドル表示)

	米ドル	千円
運用活動による純資産の純増加		
資産および負債の再測定純額	97,669	10,701
受益者への分配（注記2）	—	—
ファンド受益証券取引		
発行	—	—
買戻し	(4,716,717)	(516,764)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(4,716,717)	(516,764)
純資産の純減少	(4,619,048)	(506,063)
純資産		
期首	4,619,048	506,063
期末	—	—
	米ドルクラス	日本円クラス
	口数	口数
ファンド受益証券取引：		
受益証券口数		
発行	—	—
買戻し	(349,442)	(14,305)
受益証券口数の純変動	(349,442)	(14,305)
	米ドル	米ドル
	米ドル	米ドル
金額		
発行	—	—
買戻し	(3,479,131)	(1,237,586)
ファンド受益証券取引による純減少	(3,479,131)	(1,237,586)

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド  
財務ハイライト  
2018年12月1日から2019年4月28日までの期間  
(米ドル表示)

受益証券1口当たりの参考情報：

	米ドルクラス	日本円クラス
	米ドル	米ドル
期首純資産価格	9.79	83.22
投資純利益 <sup>1</sup>	0.07	0.62
投資に係る実現および未実現純損失	(0.07)	(0.22)
運用活動による利益（損失）合計	0.00	0.40
期末純資産価格	9.79	83.62
トータルリターン <sup>+</sup>	0.00%	(1.20)%
平均純資産価格に対する比率：		
費用合計（報酬免除前） <sup>2</sup>	5.07%	5.05%
費用合計（報酬免除後） <sup>2</sup>	1.10%	1.10%
投資純利益 <sup>2</sup>	1.69%	1.78%

<sup>1</sup> 期中の平均発行済受益証券に基づいて計算されている。

<sup>2</sup> 比率は、基礎となる投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例割合は反映していない。ただし、ファンドの投資実績は、投資先である基礎となる投資先ファンドの投資実績に直接関連している。平均純資産価格に対する比率は、各クラスの日々の平均純資産価格に基づいて、クラスごとに計算されている。投資純利益の平均純資産価格に対する比率は、資本取引の時期および金額に応じて、ならびに各クラスの収益が発生した時期および金額に応じて、クラスごとに異なる場合がある。1年に満たない期間は、年率に換算されている。注記8を参照のこと。

<sup>+</sup> トータルリターンは、再投資された分配金の影響を想定している。1年に満たない期間のトータルリターンは、年率に換算されていない。日本円クラスに対するトータルリターンは、日本円建ての純資産価格に基づいて計算されている。

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド  
財務書類に対する注記  
2019年7月31日現在

## 注記1 設立

TRPダイナミック・マルチ・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社であるBNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および発行体であるティー・ロウ・プライス（ルクセンブルグ）マネジメント・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）との間の2017年1月17日付信託証書により設立された、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に準拠したアンブレラ型オープン・エンド型の免除ユニット・トラストであるティー・ロウ・プライス・ケイマン・インベストメント・トラスト・シリーズI（以下「トラスト」という。）の最初のサブ・ファンドである。トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づく免除トラストとして登録されている。ファンドは、ファンドが当初の申込みを受領した日である2017年3月7日付で運用を開始した。

償還以前、ファンドは、新興市場を含む世界中の発行体が発行するあらゆる種類の債券およびその他の債務商品ならびにかかる債券または債務商品に関するデリバティブ商品に投資することで、安定した収益を生むことを目指していた。ファンドは、ファンドと実質的に同じ戦略、ガイドラインおよび投資制限を有する、ルクセンブルグ籍のティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-ダイナミック・グローバル・ボンド・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）にすべて投資することで、その目的の達成を目指していた。ファンドの投資顧問会社は、投資先ファンドの投資運用会社と同じく、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）である。

ファンドは、2つの受益証券クラスを適格投資家に対して提供していた。すなわち、これらは米ドル年2回分配クラス（以下「米ドルクラス」という。）および日本円年2回分配クラス（以下「日本円クラス」という。）であった。すべてのクラスは、上述のクラスの通貨（以下「表示通貨」という。）で報告、販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスは、同一の資産プールに投資し、各クラスの表示通貨は米ドルに対してヘッジされていた。ファンドの業績は、投資先ファンド・ポートフォリオの業績に直接影響を受けていた。

2019年4月29日に、受託会社は、2019年7月31日（以下「償還日」という。）付でファンドを償還し、当該日までにすべての既存の受益者から全額を買戻すことを決定した。また、同日に、このことがファンドの管理会社および投資顧問会社によって同意された。

## 注記2 重要な会計方針

以下は、ファンドが、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。注記1で上述した清算計画の結果、添付の財務書類は、当ファンドの清算間近である2019年4月29日を適用日として清算ベース会計で作成された。清算ベース会計の採用後、特定の資産および負債は、ファンドの純資産の清算による予想現金受取額および負債を決済するための予想現金支払額を反映するために再測定された。再測定の影響は、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）に含まれる。U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。ファンドは投資法人であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準編纂書トピック946「金融サービスー投資法人」の投資法人会計および報告ガイダンスに準拠している。

#### (A) 受益証券の純資産価額の決定

ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）は、毎評価日（各営業日（ルクセンブルグ、ケイマン諸島、ニューヨーク、ロンドンおよび日本において銀行および証券取引所が営業している日）および／または管理会社が随時定めたその他の日）におけるニューヨークの営業日終了時点において決定されていた。ファンドは、投資先ファンドへの投資を公正価値で計上していた。

#### (B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、基礎となる投資先ファンドの購入および売却は、約定日に会計処理されていた。損益は、個別法に基づき報告された。基礎となる投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上された。基礎となる投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は、投資原価の減額として計上された。2019年7月31日現在、投資先ファンドからの元本の払戻しに係る分配は行われていなかった。受取利息は、稼得時に発生した。

2018年12月1日から2019年4月28日までの期間における投資先ファンドに対する持分の取得原価および売却収入は、それぞれ0米ドルおよび233,467米ドルであった。2019年4月29日から2019年7月31日までの期間における投資先ファンドに対する持分の取得原価および売却収入は、それぞれ0米ドルおよび5,362,608米ドルであった。取得原価には、再投資された投資先ファンドからの収益分配が含まれている。

#### (C) 費用

費用は、発生主義に基づき計上された。ファンドは、報酬および費用を負担していた。当該報酬および費用には、受託報酬、管理事務代行会社報酬、投資顧問報酬、管理報酬、専門家報酬、販売会社報酬およびファンドの営業活動に関連するその他の費用が含まれていたが、これらに限定されなかった。

#### (D) 分配方針

2018年12月1日から2019年4月28日までの期間および2019年4月29日から2019年7月31日までの期間において、宣言および支払いされた分配はなかった。

#### (E) 募集費用

ファンドの設立および受益証券の当初発行に関連して発生したコストおよび費用は、ファンドの資産に対して5年を超えない期間にわたり、各年で管理会社が定めた金額の範囲内において定額法で償却されるように繰り延べられていた。残りの未償却費用は、2019年4月30日に全額費用計上された。

#### (F) 先物為替予約

ファンドは、米ドルに対して非米ドルクラスそれぞれを経済的にヘッジするため先物為替予約を締結していた。クラス固有の先物為替予約から生じる損益は、それら固有のクラスに配分された。先物為替予約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先物為替予約の公正価値は、為替レートの変動に伴い変動する。先物為替予約は、日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現損益として計上した。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上された。

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。すなわち、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品

および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、ファンドが開示することを要求している。ファンドは、デリバティブ商品を A S C 815 の会計処理規定に基づくヘッジ手段として指定していなかった。

**デリバティブ商品が2018年12月1日から2019年4月28日までの期間における  
損益計算書に及ぼす影響**

**A S C 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ**

計上科目	為替リスク (米ドル)
実現および未実現利益（損失）	
先物為替予約に係る実現純利益	40,810
先物為替予約に係る未実現利益（損失）の純変動	(30,529)
(米ドル)	
日本円クラス	2,290,617

2018年12月1日から2019年4月28日までの期間における未決済の先物為替予約の平均想定元本は、おおよそ以下の通りであった。

**(G) 現金および外貨**

ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルであった（以下「機能通貨」という。）。保有通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、各営業日および／または管理会社が隨時定めたその他の日（以下「取引日」という。）の実勢為替レートに基づいてファンドの機能通貨に換算された。為替レートの変動に伴う保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、外貨に係る未実現損益として計上された。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの約定期付および報告日付で換算された。損益計算書において、デリバティブに係る為替レートの変動による影響は、当該有価証券の市場価格および評価額の変動による影響と区別されていないが、実現および未実現純損益に含まれている。

**注記3 投資先ファンド**

以下の情報は、投資先ファンドの2018年12月31日現在の監査済財務書類から入手している。2019年7月31日現在、ファンドは、投資先ファンドへの投資を保有していなかった。

**設立**

投資先ファンドは、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV（以下「本投資法人」という。）のファンドである。本投資法人は、ルクセンブルグ大公国 の法律に基づき変動資本を有する投資法人として設立されたオープンエンド型の投資法人であり、投資信託に関する2010年12月17日法パートI（改訂済）に準拠して認可されている。

本投資法人は、2001年6月5日に設立されており、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）として適格である。

2014年10月1日付で、本投資法人は、ティー・ロウ・プライス（ルクセンブルグ）マネジメント・エス・エイ・アール・エルを、本投資法人の管理業務、管理事務代行業務および分配に関して責任を

負う管理会社（以下「管理会社」という。）に任命した。

本投資法人は、機関投資家および個人投資家の両方が、予想される特定のリスクおよび多様化要求に対応するように設定された、それぞれ異なる投資目的を提供している投資ポートフォリオ（以下「ファンズ」という。）を選択できるように設計されている。

投資先ファンドのクラス S d 12-米ドルクラスは、ファンドのために設立された。

投資先ファンドの目的は、金利上昇に対する一定のプロテクションを提供しながら、株式市場に対して低相関の収益を生むことである。投資先ファンドは、新興市場を含む世界中の発行体が発行するあらゆる種類の債券のポートフォリオに主に投資する。投資先ファンドが投資目的を達成し、投資収益を生む保証はない。

投資先ファンドの投資運用会社は、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「投資先ファンドの投資運用会社」という。）である。

## 重要な会計方針

### (A) 有価証券評価

投資先ファンドの資産の価額を決定するにあたり、公認の証券取引所または他の規制ある市場において上場または取引される有価証券は、入手可能な最新の価格または特定の市場（公認の証券取引所もしくは通常は当該有価証券の主な市場である市場）における公式の終値で評価される。

公認の証券取引所または他の規制ある市場において上場または取引されていない有価証券と同様に、そのように上場または取引されているが最終売却価格が入手できない有価証券および最終売却価格が公正価値に相当しない有価証券は、合理的に予想される売却価格に基づき、本投資法人（以下「取締役会」という。）の監督下で誠実に評価される。

当初満期が1年未満で購入された短期債務投資は、未払利息と合算することで公正価値に近似する償却原価で評価される。しかしながら、償却原価が公正価値を反映していないと見なされる場合には、有価証券は取締役会の監督下で誠実に決定された公正価値で評価される。

投資先ファンドは、先物為替予約、金融先物、オプションおよびスワップ契約（投資先ファンドの純資産計算書に反映された金額を超過する市場リスクを表章する購入オプションを除く。）を締結することがある。当該契約の金額は、投資先ファンドの当該金融商品への参加額の範囲で表章される。先物為替予約および金融先物は、それぞれ実勢先渡為替レートおよび直近の決済価格を用いて日々評価される。オプションおよびスワップ契約は、独立価格設定サービスを用いて日々評価される。契約価値の変動は、契約の終了または満期まで、未実現損益として日々計上される。実現損益は、デリバティブ契約の終了時に計上される。スワップ契約に求められる純期間受領額または支払額は、スワップに係る受取利息または支払利息として日々発生する。

当該契約に関する市場リスクは、商品に内在する為替レート、金利レート、信用度、指数および有価証券価値の潜在的な変動により生じる。その他の市場リスクおよび信用リスクには、契約に対する非流動的な市場が存在する可能性、契約の価値変動が通貨、指数もしくはヘッジされた有価証券の価値変動と直接的に相關しない可能性、または契約の取引相手方が契約条件に基づき果たすべき債務が不履行となる可能性が含まれる。投資先ファンドのすべてのクラスに係る未決済の契約は、もしあれば、投資先ファンドの投資有価証券明細表に反映される。

投資先ファンドは、未決済の先物契約に係る当初証拠金の要件を満たすため、また将来の変動証拠金債務の決済に充てる追加的な資金を維持するために、ブローカー保有口座に現金を預けることがある。

### (B) 外貨換算

投資先ファンドの帳簿および記録は、投資先ファンドの基準通貨により維持されている。その他

の通貨建ての金額は、以下の原則で、基準通貨に変換される。(i) 当初その他の通貨で表示されていた投資評価ならびにその他の資産および負債は、各営業日において、かかる各営業日付の実勢為替レートを使用して基準通貨へ変換される、また、(ii) 外国投資の売買ならびに収益および費用は、かかる各取引日付の実勢為替レートを使用して基準通貨へ変換される。

外貨取引に係る実現純損益は、以下を表示する。

- (i) 外貨の保有および売却による為替差損益、
- (ii) 有価証券取引に係る取引日と決済日との間の損益、ならびに、
- (iii) 計上された配当および利息と実際に受領した金額との間の差異から生じた損益。投資先ファンドは、投資に係る為替レートの変化により生じた運用結果の一部と、当年度中に保有する投資の市場価格の変化により生じた変動を区別しない。

#### (C) 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に計上される。実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

分配収益は、配当落ち日に発生する。受取利息および支払利息は、発生主義で計上される。債務証券に係るプレミアムおよびディスカウントは、定額法で収益に認識される。

銀行預金には、一定の信用基準を満たす各種金融機関における、デュレーションが翌日物から3か月物の定期預金の残高が含まれる。取引相手方が預金額を払い戻せない場合、投資先ファンドは、かかる元本の価値の回復の遅滞、および収益または価値の潜在的損失を被る可能性がある。手数料控除後の収益は受取利息として日々発生し、当座借越費用はその他の費用に含まれる。

#### (D) 費用

投資先ファンドは自己の費用を負担する。これには、管理事務代行会社報酬および会計報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社費用、監査報酬ならびに投資先ファンドの営業活動に関連するその他の費用が含まれるが、これらに限定されない。費用項目は発生主義に基づき計上される。

#### (E) 分配

投資先ファンドは、分配型受益証券に帰属する実質的にすべての投資純利益を表す年2回の分配を宣言し支払う予定である。これらの受益証券に関する分配は、関連するクラス建ての通貨で宣言され、また、配当落ち日に計上される。投資先ファンドの分配型受益証券に関する中間分配は、取締役会が決定した頻度および間隔で、帰属する投資純利益および実現キャピタル・ゲインから支払われる場合がある。

### 関係法人取引

#### a) 管理会社報酬

投資先ファンドは、管理会社により管理されている。投資先ファンドのクラスS受益証券に対して直接的に課される管理会社報酬はない。

#### b) 費用免除

投資先ファンドのクラスS受益証券に帰属する報酬は、投資先ファンドの投資運用会社により、投資先ファンドの投資運用会社が負担する業務に対して請求される。クラスS受益証券は、投資先ファンドの投資運用会社と専門的な業務契約をしている機関投資家のみが入手可能である。投資先ファンドの投資運用会社は、適切と考える日時に、特定の費用について、当該費用がクラスのパフォーマンスに及ぼす影響を軽減するためにクラスの払戻しを選択することがある。

## 注記4 受益証券

ファンドは、2つの受益証券クラスを提供していた。各受益証券は、ファンドの不可分の受益持分を表していた。2019年7月31日現在、ファンドの発行済受益証券はなかった。アメリカ合衆国ドル建てのファンドは、非米ドル建てクラスそれぞれの発行および買戻活動、ならびに関連する決済日の投資先ファンドへのおよび投資先ファンドからの対応する投資に資金を提供するために、先物為替予約を締結した。

### (A) 受益証券の申込み

受益証券の申込みは、各取引日に行うことができた。各クラスの受益証券1口当たり発行価格は、ファンドの英文目論見書補遺に記載された締切時間（以下「締切時間」という。）までに、名義書換事務代行会社として行動する副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンによって受益証券の購入申込みが受領された取引日において決定される、関連するクラスの受益証券1口当たりNAV（に管理会社の絶対的な裁量により、管理会社が決定した追加の手数料、申込手数料および／または販売手数料を加算した額）である。取引日における申込みの注文は、当該取引日の締切時間までに、受託会社もしくは管理会社またはこれらの代理人により受領されなければならなかった。受託会社が、投資顧問会社と協議の上、NAVの決定を停止し、または延期した場合には、翌取引日に決定されたNAVが利用された。

締切時間以前に受託会社もしくは管理会社またはこれらの代理人により受領され、かつ、受理された記入済みの有効な申込書は、当該取引日時点において処理された。締切時間後に受領された申込書は、翌取引日に処理された。

### (B) 受益証券の譲渡

受益者は、受託会社または管理会社の事前承諾を書面により得た場合のみ、自らが保有する受益証券を譲渡することができた。

### (C) 買戻し

受益者は、取引日の締切時間より前に受託会社または管理会社に撤回不能の買戻通知書を提出することにより、各取引日に自らの受益証券の買戻しを行うことができた。受益証券1口当たり買戻価格は、受益証券の買戻請求が受託会社もしくは管理会社またはこれらの代理人により処理された取引日において計算された関連するクラスの受益証券1口当たりNAVに等しいものであった。締切時間後に受領された買戻通知は、翌取引日に、当該取引日時点において決定された適切なNAVで処理された。各取引日に関して計算されたNAVに応じて、受益証券の買戻価格は、当該受益証券について申込時に支払われた価格を上回るまたは下回ることがあった。買戻代金は、ファンドの英文目論見書補遺に記載された決済日までに、管理会社またはその代理人によりクラス通貨建てで全額支払われた。

## 注記5 通貨リスク

日本円クラスの通貨は、米ドルに対してヘッジされていた。投資顧問会社は、実行可能とみなされる方法で通貨ヘッジを行うことにより、通貨の変動に対してヘッジすることを意図していた。

## 注記6 保証および補償

トラストおよびファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および管理会社を含む。）は、ファンドに対する義務の遂行から生じ得る一定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結していた。これらの契約に基づくファン

ドの最大エクスポートナーは、現時点では発生していないファンドに対して行われ得る将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、ファンドが、過去にこれらの契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

## 注記7 所得税

トラストは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金ではなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金も、トラストを構成する不動産、またはトラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産または収益に関するトラストの受益者に対して適用されない。トラストまたはいずれのファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

トラストは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、トラストは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。トラストは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。トラストの収益のどれもトラストが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、トラストが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会－会計基準成文化740）は、管理会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。管理会社は、ファンドは未認識のタックス・ベネフィットとして当財務書類に計上すべき債務を有していないと判断した。

2019年7月31日現在、時効にかかる法令に基づいて、主要な税務管轄（米国連邦の税務管轄を含む。）の調査対象となる課税期間には、2017年11月30日に終了した期間、2018年11月30日に終了した年度および2019年7月31日に終了した期間が含まれる。

## 注記8 報酬、費用および関連当事者取引

ファンドは、以下の年率（ファンドの平均日次純資産額に対する割合として表示されている。）で支払われていた以下の報酬および費用を負担しなければならなかつた。

### (A) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、日々発生し、計算され、毎月後払いされるファンドの純資産額の年率0.0225%に当たる報酬を受領した。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に管理会社が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に管理会社が稼得した報酬および管理会社に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に含まれている。

#### (B) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、日々発生し、計算され、毎月後払いされるファンドの純資産価額の年率0.4275%に当たる報酬を受領した。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に投資顧問会社が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に投資顧問会社が稼得した報酬および投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に含まれている。

#### (C) 販売会社報酬

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（以下「販売会社」という。）との受益証券販売・買戻契約を締結していた。当該契約において、販売会社は、ファンドの資産から、日々発生し、計算され、毎月後払いされる、販売会社が販売した受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.45%に当たる報酬を受け取る権利を有していた。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に販売会社が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に販売会社が稼得した報酬および販売会社に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に含まれている。

#### (D) 受託報酬

受託会社は、日々発生し、計算され、毎月後払いされるファンドの純資産価額の年率0.03%（ただし、最低報酬額として年間35,000米ドルがかかる。）に当たる報酬に合理的な追加支出および立替費用を加算した金額を受領した。受託会社は、受託会社報酬の中から保管会社報酬を支払った。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に受託会社が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に受託会社が稼得した報酬および受託会社に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に含まれている。

#### (E) 管理事務代行会社報酬

受託会社は、管理事務代行会社との管理事務代行契約を締結していた。当該契約において、管理事務代行会社は、日々発生し、計算され、毎月後払いされるファンドの純資産価額の年率0.02%（ただし、最低報酬額として年間30,000米ドルがかかる。）に当たる報酬に合理的な追加支出および立替費用を加算した金額を受け取る権利を有していた。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に管理事務代行会社が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に管理事務代行会社が稼得した報酬および管理事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に開示されている。

#### (F) 代行協会員報酬

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（以下「代行協会員」という。）との代行協会員契約を締結していた。当該契約において、代行協会員は、日々発生し、計算

され、毎月後払いされるファンドの純資産価額の年率0.03%に当たる報酬を受け取る権利を有していた。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中に代行協会員が稼得した報酬は、2018年12月1日から2019年4月28日までの期間の損益計算書に開示されている。清算期間に代行協会員が稼得した報酬および代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ、2019年4月29日から2019年7月31日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計で作成）の資産および負債の再測定純額ならびに2019年7月31日現在の資産負債計算書（清算ベース会計で作成）に開示されている。

#### (G) 費用免除

ファンドの投資顧問会社は、適切と考えた時点において、特定の費用がファンドのパフォーマンスに及ぼす影響を軽減するためにファンドのクラスに対して当該費用の払戻しを行うことを選択した。2018年12月1日から2019年4月28日までの期間中および2019年4月29日から2019年7月31日までの清算期間中、ファンドの各クラスの総経費率は、1.10%までに制限された。

#### 注記9 後発事象

受託会社は、本書の日付である2019年7月31日から本財務書類の公表が可能となった日付である2019年11月19日までの間に、添付の財務書類の調整または追加開示が求められるような事象は生じていないと考える。

## V. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2017年3月7日	
	投資信託契約終了日	2019年7月31日	
区分	投資信託当初払込日	投資信託契約終了時	差引増減
受益権口数	米ドル年2回分配クラス受益証券 310,000,000口 日本円年2回分配クラス受益証券 12,934,000口	米ドル年2回分配クラス受益証券 12,568,636口 日本円年2回分配クラス受益証券 2,471,519口	米ドル年2回分配クラス受益証券 -297,431,364口 日本円年2回分配クラス受益証券 -10,462,481口
元本額	米ドル年2回分配クラス受益証券 3,100,000.00米ドル 日本円年2回分配クラス受益証券 129,340,000円	米ドル年2回分配クラス受益証券 123,863.10米ドル 日本円年2回分配クラス受益証券 23,045,528円	米ドル年2回分配クラス受益証券 -2,976,136.90米ドル 日本円年2回分配クラス受益証券 -106,294,472円

### 投資信託契約終了時の状況

資産総額	411,226.98米ドル	
負債総額	75,528.88米ドル	
純資産総額	335,698.10米ドル 米ドル年2回分配クラス受益証券 123,863.10米ドル 日本円年2回分配クラス受益証券 23,045,528円	
受益権口数	米ドル年2回分配クラス受益証券 日本円年2回分配クラス受益証券	12,568,636口 2,471,519口
一口当たり償還金	米ドル年2回分配クラス受益証券 日本円年2回分配クラス受益証券	9.85米ドル 9,324円

毎計算期末の状況

<米ドル年2回分配クラス受益証券>

計算期	期首純資産総額 (米ドル)	期末純資産総額 (米ドル)	1口当たり 純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金	
				金額(米ドル)	分配率(%) <sup>(注)</sup>
第1期	3,100,000.00	5,770,561.01	9.88	0.00	0.00
第2期	5,770,561.01	3,518,835.02	9.79	0.00	0.00
第3期	3,518,835.02	123,863.10	9.85	0.00	0.00

<日本円年2回分配クラス受益証券>

計算期	期首純資産総額 (円)	期末純資産総額 (円)	1口当たり 純資産価格 (円)	1口当たり分配金	
				金額(円)	分配率(%) <sup>(注)</sup>
第1期	129,340,000	358,350,926	9,761	0	0.00
第2期	358,350,926	255,896,021	9,446	0	0.00
第3期	255,896,021	23,045,528	9,324	0	0.00

(注) 分配率とは、以下の計算式により算出される値です。

$$\text{分配率(%)} = 100 \times a / b$$

a=当該会計年度中における1口当たり分配金総額

b=当該会計年度末における1口当たり純資産価格+当該会計年度中における1口当たり分配金総額

## 《お知らせ》

ファンドは、2019年7月31日付で早期償還しました。